

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
休むこと  
がとる日  
の翌日)

◇条 例 鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

## 条 例

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十三年一月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県条例第一号

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表の第一種県管住宅の表中

四十一年 上井 倉吉市小田

簡易耐火 四、七二〇円

を

四十一年	上井
四十二年	浜坂
四十三年	上井

倉吉市小田	簡易耐火	四、七二〇円
鳥取市浜坂	簡易耐火	四、七四〇円
倉吉市小田	簡易耐火	四、七二〇円

に改め

同表の第二種県管住宅の表中

四十一年 上井 倉吉市小田

簡易耐火 四、〇〇〇円

を

四十一年	上井
四十二年	浜坂
四十三年	上井

に改め

倉吉市小田	簡易耐火	四、〇〇〇円
鳥取市浜坂	簡易耐火	三、六一〇円
倉吉市小田	簡易耐火	四、〇〇〇円

る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。